

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局道路河川部河川課（06-6615-6833）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	占用料等の還付
概要	大阪市準用河川占用料条例により特別の理由があると認める場合には、既納の流水占用料等の全部又は一部が還付されます。還付を受ける時は流水占用料等還付申請書を提出する必要があります。
根拠法令等 及び条項	大阪市準用河川占用料条例第5条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	以下の項目のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none">・許可を受けた者の責めに帰すことのできない理由により、当該許可を受けた流水又は土地の占有ができなくなったとき・公益上の理由により許可を取り消したとき・占用の開始前に許可の取消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき・その他市長が特別の事由があると認めるとき
標準処理期間	30日～40日
経由日数	なし
提出先	建設局道路河川部河川課
提出時期	随時
提出方法	流水占用料等還付申請書及び関係書類を建設局道路河川部河川課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	建設局道路河川部河川課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000018630.html
備考	